

●香川県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年11月30日から同年12月21日まで一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 込野観音寺線（6号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市池之尻町中筋666番1地先 から 観音寺市池之尻町中筋673番1地先 まで	10.0~17.2	17	平成27年香川県告示第325号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年11月30日